

新たな高等教育機関の制度化に向けた論点 ～これまでの意見を踏まえたさらなる議論のための論点～ [論点 I ～IV関係]

論点 I 養成する人材像・身に付けさせる資質能力

1. 新制度によって養成強化を図る人材の主なターゲット層

- 我が国高等教育のより一層の発展を期する上では、高等教育機関が、社会の要請に応え、我が国産業競争力の強化や、地方創生に向けた課題の解決にも積極的に貢献していくことが重要。
- 成長産業等で必要とされる人材や、地域産業の活性化を担う人材の養成を強化していくため、新たな高等教育機関の創設により、例えば、以下のような人材の養成を推進してはどうか。

《養成人材の主なターゲット層（例）》

- 成長産業等で求められるボリュームゾーンの専門職業人のうち、特に、企業等の現場で、生産性の向上やイノベーションの創出等を先導していく人材。
※ 例えば、(将来における) 生産・サービスの現場のリーダー層・マネージャー層など

- 地域の中で、新たな付加価値を生み出し、或いはそれらをビジネス化して、地域経済を牽引していく人材
※ 例えば、(将来における) 地域の企業等の経営層など

～ 新たな高等教育機関は、上記のようなリーダー人材を企業等の現場に輩出していくため、

- ① 高等学校卒業後の若者を受入れ、それら若者が、新規卒業・入職後の実務経験を経て、将来のリーダー人材へとキャリア形成していけるための基盤を育成するとともに、
- ② 既に実務経験を有する職業人を受入れ、上記のレベルにキャリア・アップする際に求められる、現場に必要な実際的能力を育成する。

2. 身に付けさせる能力

- 我が国の大学と産業界の間では、高度成長期以降、大学は固有の任務を迫及し、実践的な人材育成は企業内の訓練に委ねるという関係が続いたが、近年では、このような関係の下で、教育と産業のミスマッチによる課題が表出。
加えて、職業人に求められる知識・技能等が高度化する中、企業内のOJTは縮小。
〔 → 高等教育において、企業で必要とされる高度かつ実践的な能力の育成を強化する必要。 〕
- 国境を越えた企業間の競争も激化する中で、財・サービスの創出や、現場レベルでのイノベーションを牽引していける人材が求められており、新しい付加価値を生み出す創造性を発揮するための基礎となる能力等の育成が、今後さらに重要。
- 急速な技術革進と同時に、産業構造の変化、職業の多様化（職業の盛衰）、雇用の流動化が進展しており、生涯にわたり、自律的なキャリア形成を図るための基盤となる能力を育成していくことも、ますます重要。

- 以上を踏まえ、新たな高等教育機関では、(1)の人材を主たるターゲットに、以下のような資質能力の育成を行うことが必要ではないか。

《新たな機関の教育を通じ身に付けさせる能力》

(1) 専門教育

- ① 専門とする特定の職業(職種)に関し、高度な専門的知識等を与え、理解を深化【既存の職業教育より更に高度化】

◆ 特定の職業における実践的かつ卓越した能力
 (例) 当該職業に関する理論への深い理解、分析的・批判的能力 など

- ② 専門とする特定の職業(職種)に関し、卓越した技能等を育成するとともに、実践的な対応力を強化【既存の職業教育より更に実践力強化】

◆ 特定の職業における実践的かつ卓越した能力
 (例) 生産・サービスの現場で培う高度な技能 など

- ③ ある程度の範囲をもった形で設定した産業・職業分野(例えば、観光分野、健康分野など)において、当該分野にかかわる幅のある基礎知識・技能を育成【新たな機関の特徴】

◆ 当該職業分野の幅広い知識・技能等
 (例) 経営の基礎知識、当該職業で必要となる外国語活用能力、仕事で求められるITスキル、当該分野内における各職種等全般の基礎的な理論、共通的な技能等 など

- ④ 身に付けた教養と、職業に関する理論知と実践知、実践的な技能等を統合し、それらの活用により、現実の複雑な課題の解決や、新たな事業・手法等の創造に結びつけることのできる総合的な能力を育成。【新たな機関の特徴】

◆ 理論と実践を結びつける総合的な能力
 (例) 高度かつ実践的な課題発見・解決能力、新たな付加価値や商品・サービス、生産手法等の創出・改善を推し進める創造的な能力 など

(2) 基礎(専門基礎)教育、教養教育

- 職業人として共通に求められる基礎的・汎用的能力や、教養を身に付けた市民として行動できる能力(「学士力」)を育成【既存の大学等でも広く実施】

- ◆ 職業人の基礎的・汎用的能力

(例) コミュニケーション能力・ディベート力、課題設定・解決力、胆力、多様性への理解、キャリアデザイン力、職業観 など

- ◆ 「学士力」 ※教養教育と専門基礎教育とを中心に、教育課程全体を通じて育成。
 《「学士課程教育に向けて(平成20年中教審答申)」が示した参考指針》

- ① 知識・理解 専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連づけて理解する
 多文化・異文化に関する知識の理解、人類の文化・社会と自然に関する知識の理解

- ② 汎用的技能 知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能
 コミュニケーション・スキル、数量的スキル、情報リテラシー、論理的思考力、問題解決力

- ③ 態度・志向性 自己管理力、チームワーク・リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力

- ④ 統合的な学習経験と創造的思考力 これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

【参照】 別紙1 第5回特別部会(平成27年10月2日) 寺田委員提出資料

論点Ⅱ 修業年限・学位等の取扱い

- 新たな高等教育機関の制度化に当たっては、質の高い専門職業教育を行う仕組みとすること、卒業者の学修成果に関する国内的・国際的通用性を確保することが必要。
 - ※ これらを通じ、高等学校卒業後の若者の進路として、社会人の学び直し機関としての魅力向上を図ることも重要。
- 早期の就職を望む若者や、多忙な中での学び直しを望む社会人等のためには、短期の高等教育の機会を提供していくことが重要である一方、職業教育の高度化・実践力強化への対応のためには、より長期の高等教育機会を充実させ、その成果を、学士相当の学位取得につなげていくことも重要。
 - ※ 大学・短期大学から新たな機関への編入学など、既存の高等教育機関との接続により、多様な学習者に、実践的な職業教育の機会を提供していく視点も重要。
- 以上を踏まえ、新たな高等教育機関の修業年限、学位等の仕組みとして、例えば、以下のような仕組みを位置付けてはどうか。

《修業年限と学位に関する設計》

(1) 学士相当の学位取得に導く機関の修業年限等

- 実践的な職業教育等（教養・基礎教育、専門教育）を行い、学士相当の学位取得に導く高等教育機関を制度化する。
 - 当該機関の修業年限は4年（夜間学部等にあつてはそれ以上も可）とする。
 - 当該機関の課程には、前期・後期の区分を設けることができるものとし、区分を設けない一貫課程の設置も可とする。

	学士相当の学位取得に導く機関		
	前期の課程	後期の課程	一貫課程
入学資格	大学入学資格を有すること	大学編入学資格を有すること	大学入学資格を有すること
課程の修業年限	2年又は3年（夜間学部等にあつては、それ以上も可）	2年又は1年（夜間学部等にあつては、それ以上も可）	4年（夜間学部等にあつては、それ以上も可）
学位等	修了者には、短期大学士相当の学位と大学編入学資格を付与	修了者には、学士相当の学位と大学院入学資格を付与	

(2) 短期大学士相当の学位取得に導く機関の修業年限等

- 実践的な職業教育等（教養・基礎教育、専門教育）を行い、短期大学士相当の学位取得に導く短期高等教育機関を制度化する。
 - 当該機関の修業年限は、2年又は3年とする。

	短期大学士相当の学位取得に導く機関
入学資格	大学入学資格を有すること
修業年限	2年又は3年
学位等	修了者には、短期大学士相当の学位と大学編入学資格を付与

【参照】 別紙2 修業年限のパターンと活用例

別紙3 国際教育標準分類(ISCED)における高等教育プログラム(準学士・学士・修士レベル相当)の分類

論点Ⅲ

教育内容・方法

1. 新たな高等教育機関における教育内容・方法の特色

- 新たな高等教育機関は、既存の高等教育機関にはない、より実践的な職業教育を行うことを特色とするものであり、その教育課程には、実践的な授業を必ず採り入れるものとして、以下のような基準等を設けることとしてはどうか。

《新たな高等教育機関の教育課程に関する基準等》

- 教養・基礎教育及び専門教育を通じ、一定の職業分野にかかわる幅広い知識・技能等を授けるとともに、専門の職業に関し、その理論への理解を深め、実践的な能力を培うよう、体系的に教育課程を編成するものとする(そのための必要な授業科目をバランスよく開設)。

- 演習・実験・実習・実技(以下「演習、実習等」という)による授業科目(必修・選択必修科目)が全体に占める割合について、一定の割合以上(分野に応じ、概ね4～5割程度)とするよう、義務付け。

《参考1》大学・短大・高専・専門学校における演習、実習等による授業の割合[現状]

- ・ 大学平均22.0%、短期大学平均32.7%、高等専門学校平均40.2%
専門学校平均49.2%(うち企業内実習は5.3%)

- 企業等と連携して行う授業*を、課程修了までに一定時間数以上を履修させるよう、義務付け。

※ 分野に応じ、例えば、企業内実習を修業年限年数×〇〇時間(例;150時間)履修させる、又は、これに相当する単位の修得を卒業要件とするなど。

* 企業等と連携して行う授業

；企業内実習、企業参加の学内実習、企業とのフィールドワーク など

《参考2》ドイツの専門大学における企業内実習の取扱い [例]

- ・ ドイツの専門大学(FH)における伝統的な教育課程では、企業内実習は6月単位(最低20週)で実施され、3年課程(6セメスター)のうち6月(1セメスター)は「実習セメスター」に充てるのが通例。

- その他、実践的な方法(ケースメソッド、フィールドワーク、ワークショップ、グループディスカッションなど)による授業の導入を推奨。

《参考3》専門職大学設置基準における授業の方法に関する定め

- ・ 専門職大学院設置基準第八条(授業の方法等) 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 (略)

- それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造力に結びつけるための総合的な演習科目を設定。

《参考4》教員養成課程における教職実践演習

- ・ 教職課程では、4年間の課程で学んだ教科・教職に関する知識や技能と、教育実習で身に付けた実践的な知識や技能との統合を図る「教職実践演習」を実施。

2. 変化が激しい社会の多様なニーズへの対応（産業界との連携など）

- 産業構造の変化のスピードが加速する中、企業等が求める人材の養成に大学等が十分に対応していないとの指摘がある。
高等教育機関においても、人材需要へのより迅速かつ適切な対応が求められるところであり、特に、教育界と産業界とが、日頃から求める能力・人物像を共有し、企業・社会で必要とされる実践的な能力の育成を強化することが必要。
- このことを踏まえ、新たな高等教育機関の制度には、例えば、次のような方法により、産業界のニーズを恒常的に把握し、教育課程に反映させる仕組みを組み入れることが適当ではないか。

《産業界との連携のための仕組み》

- 企業等や経済・職能団体との連携により、教育課程を編成・実施する体制の整備を義務付け。
※ 企業・団体関係者の参画による教育課程の編成・実施のための委員会を設置。

3. 多様な学習ニーズへの対応（社会人の学び直し推進）

- 社会人の学び直し機関としての新たな高等教育機関の役割に鑑み、より多様なスタイルの就学・学修を可能とするよう、例えば、以下のような仕組みを検討してはどうか。

《多忙な社会人等が学びやすい仕組み》

- 多忙な社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れるため、
 - ・ 長期履修制度の活用や、学内単位バンクの整備等を促進。
- 短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備するため、
 - ・ セメスター制、モジュール制等の導入、入学時期の複数化等を促進。
 - ・ 修業年限の通算や、他の大学等で行った学修成果の卒業単位への読替えに関する制度を弾力化。
※通算できる期間・読替えできる単位数の上限を引上げ。
〔 現行上限；当該大学の修業年限の1/2まで
卒業単位のうち60単位(4年制)、46単位(3年制)又は30単位(2年制)まで 〕
- 既存の大学等との学修成果の互換性を高めるため、
 - ・ 単位制を採用（1単位当たりの学習量の基準も、大学等と同様にする。）

【参照】 別紙4 社会人・パートタイム学生向けの多様な学修機会の提供

1. 新たな高等教育機関における教員組織

- 新たな高等教育機関では、①実践力強化に重点を置いた職業教育を推進するため、企業等の現場で現に取り扱われている、生きた知識・技能等を教授していくこと、②職業教育の高度化に向け、理論と実践の架橋を図ることが求められることから、その教員組織には、最新の実務に通じた実務家教員を積極的に登用するとともに、理論と実践の架橋を担う教員を確保していくことが重要。
- このことを踏まえ、新たな高等教育機関の教員組織については、例えば、次のような基準等を設けることが適当ではないか。

《教員組織に関する基準等》

- 教育・研究業績に基づく教員と並び、実務卓越性(高度の技術・技能、優れた知識・経験)に基づく教員を、新たな高等教育機関の教員組織の中に積極的に位置付け。

《参考》 専門職大学院における教員組織の構成

・専門職大学院には、次のいずれかの要件を満たす専任教員を、一定数以上配置。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

[専門職大学院設置基準第5条]

- 教員組織の構成として、

- ・ 実践力強化に重点を置いた職業教育を推進するため、各分野の特性にも配慮しつつ、専任の実務家教員を一定割合以上配置。

《参考》 専門職大学院における実務家教員の定義

「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」

《参考》 専門職大学院における実務家教員の割合に関する定め

- ・専門職大学院(下記を除く)……おおむね3割以上
- ・法科大学院……おおむね2割以上
- ・教職大学院……おおむね4割以上

- ・ さらに、職業教育の高度化(職業教育における理論と実践の架橋)を図るため、それら実務家教員のうちには、研究能力を有する者が一定数含まれるものとする。

- 最先端の実務に携わりつつ並行的に教育にも当たる者を確保できるよう、一定の条件の下、そうした者も必要専任教員数に算入できる仕組み(「みなし専任」)を積極的に活用。

2. 教授等の職制、教員の資格

- 高等教育機関としての国内的・国際的な通用制を確保するため、特に、新たな機関の特色となる実践的な教育を担う実務家教員の質を担保するためにも、教員の職制や資格については、次のような仕組みとすることが適当ではないか。

《教授等の職制、資格基準》

- 教授・准教授等の職制や、各職階ごとの資格基準については、既存の大学・短大・高専制度における職制、基準を踏襲することを基本とする。
- 設置認可時の教員資格審査においては、実務家について、その実務卓越性に基づき、教員としての資格を適切に評価。
 - ※ 実務に関する業績・能力については、例えば、次のような事項を確認。

【実務家教員に関する設置認可時の確認事項】

- ・保有資格
- ・実務上の業績
- ・離職年数 ※離職年数については、例えば「離職後〇年以内」等、基準を明確化。
など

3. 教員の質担保のためのその他の措置

- 教員の質担保に関しては、設置認可時に、基準に基づく資格審査等による担保を行うだけでなく、設置後も、恒常的に教員資質の維持・向上が図られるよう、例えば、以下のような仕組みを導入してはどうか。

《その他の措置》

- 非常勤の実務家教員等を含め、教員の指導能力向上のため、ファカルティ・ディベロップメントによる能力向上を図る仕組みとする。
- 教育経験等のない専任教員に対しては、採用後一定期間の研修を必要とするなどの措置を講じる仕組みとする。

一般管理的人材
・専門職的人材

第5回特別部会(平成27年10月2日) 寺田委員提出資料

資料2 別紙1

実践的専門人材

既存の大学

専門教育：学術志向

《参考》大学の機能別分化

〔中教審「我が国の高等教育の将来像(答申)」
に挙げられた大学の各種機能〕

- 1 世界的研究・教育拠点
- 2 高度専門職業人養成
- 3 **幅広い職業人養成**
- 4 総合的教養教育
- 5 特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究
- 6 地域の生涯学習機会の拠点
- 7 社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

キャリア教育

※一人一人の社会的・職業的自立に向け、
必要な基盤となる能力や態度を育てることを
通して、キャリア発達を促す教育

教養教育／専門基礎教育

「学士力」

専門的知識、
応用的知識・技能

論理的思考力

リーダーシップ力

チームワーク力

問題解決力

情報リテラシー

キャリア発達

キャリアデザイン力

コミュニケーションスキル

しっかりした職業観

言語・語学的スキル

数量的スキル

専門教育：実践志向の職業教育

※一定又は特定の職業に従事するために必要な
知識、技能、能力や態度を育てる教育
(実践志向のもの)

+ 関連の職業分野に関する
幅広い知識

+ 専門知識の深化 → **高度化**

+ 実践力の深化 → **実践力強化**

ミッション (必修化or義務付け)

- 長期・複数の現場実習
- 一定の実習・演習
PBL
- 産業界との連携による
教育課程編成

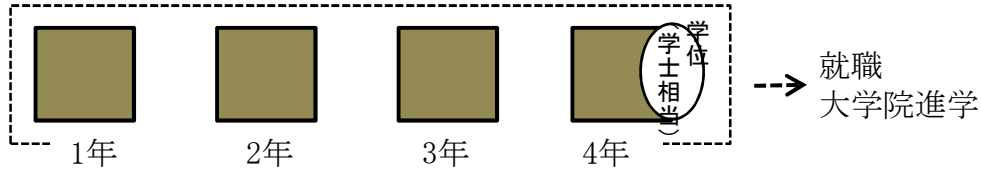
新たな高等教育機関

修業年限のパターン例

資料2 別紙2

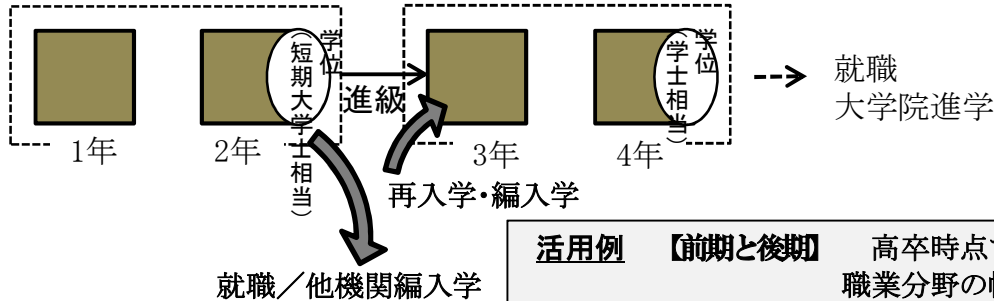
(1) 学士相当の学位取得に導く課程

《前期・後期の区分なし》



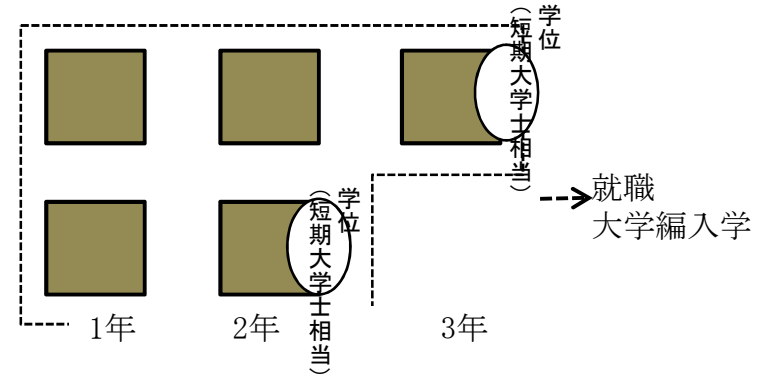
活用例 主として高卒後の若者や学位等を持たない社会人等が、幅広い基礎・教養と、特定職種における高度で実践的な専門知識・技能を併せて修得。

《前期・後期の課程を区分 (2年+2年の例)》



就職／他機関編入学

(2) 短期大学士相当の学位取得に導く課程



活用例 主として高卒後の若者や社会人等が、特定職種の入職レベルの資格取得とともに、職業人としての基礎的・汎用的能力等や実践的な対応力を養うための知識・技能等を修得。

活用例 **【前期と後期】** 高卒時点で将来進むべき特定の職種を決めていない学生が、前期に、一定の職業分野の幅広い知識等を学んだ後、後期に、自ら選んだ特定職種の専門性を深める 課程へ進級

【前期のみ】 主として高卒後の若者が、特定職種における入職レベルの知識・技能等に加え、関連の職業分野の基礎・教養等を修得

※課程修了後、一旦就職した後、再入学して専門性を深めることも可

【後期のみ】 大学編入学資格を有する社会人等が後期に編入学し、特定の職種で必要とされる高度で実践的な専門知識・技能、関連職業分野の幅広い知識等を修得。

《大学・短大との接続》 学術を基盤とした既存の大学・短大に学んだ学生が、新たな機関の後期へ編入学し、大学・短大での学修の上に、より実践的な職業教育を積上げ。

《高専・専門学校との接続》 特定の職業人養成に特化した教育を受けた高専・専門学校の学生が、新たな機関の後期へ編入学し、専門性の深化・実践力強化を図りつつ、さらに幅広い教養を修得。

国際教育標準分類 (ISCED*) における高等教育プログラム (準学士・学士・修士レベル相当) の分類

資料2
別紙3

※学校教育におけるプログラムを、教育段階及び分野(普通または職業プログラム)ごとに整理し、各国間で比較可能とする分類。
ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が決定するもので1970年代から作成され、最新のものは2011年にユネスコ総会で採択された。

ISCED 1997	ISCED 2011
<p>level 5A: 大学型高等教育</p> <p>主として理論中心・研究準備型プログラムで、上級研究学位プログラムへ進学したり、医学や歯学、建築学といった高い技術を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を修得できるようになっている。通算教育年数は、理論上の期間ではフルタイム就学で3年以上となっているが、一般的には4年以上であることが多い。</p>	<p>Level 7(academic(74), professional(75)) → 修士又は同等レベル</p> <p>高度な学問的及び(又は)専門職的な知識、技能及び諸能力を提供し、第二学位(second degree)又は同等資格に導くために設計されており、主として理論中心のプログラムであるが、実体を伴う基礎的研究要素も含まれる。通算教育年数は、一般的には、フルタイム就学で1~4年である。医学部、歯学部などの4年を超えるプログラムもここに含まれる。</p>
<p>Level 5B: 非大学型高等教育</p> <p>通常、大学型高等教育よりも修業年限が短く、就職に直接結びつく、実践的、技術的な学習内容や職業技能を中心とする。通算教育年数は、フルタイム就学で2年以上である。</p>	<p>Level 6(academic(64), professional(65)) → 学士又は同等レベル</p> <p>中程度の学問的及び(又は)専門職的な知識、技能及び諸能力を提供し、第一学位(first degree)又は同等資格に導くために設計されており、主として理論中心のプログラムである。通算教育年数は、一般的には、フルタイム就学で3~4年である。</p>
	<p>Level 5(general edu(54), vocational edu(55)) → 短期高等教育</p> <p>専門職的な知識、技能及び諸能力を提供するために設計されており、一般的には、就職に直接結びつく、実践中心で、職業技能を中心とする。通算教育年数は、フルタイム就学で最低2年であり、一般的には3年未満であることが多い。</p>

国	学校種名	ISCED1997 分類	学位・称号(○:学位、●:称号)	修業年限	通常の在学年齢	学校数	学生数(千人)
日本 (2014年度)	大学	5 A	○学士(Bachelor)	4~6	18~21	781	2,552
	短期大学	5 B	○短期大学士(Associate Degree)	2~3	18~19	359	134
	高等専門学校	5 B	●準学士[称号](Associate Degree)	5	15~19	57	54
	専修学校専門課程(専門学校)	5 B	●専門士・高度専門士[称号] (Diploma, Advanced diploma)	1~	18~	2,814	589
韓国 (2014年度)	4年制大学	5A	○学士(Bachelor)	4	18~	199	1,649
	専門大学	5B	○専門学士(Associate Degree)	2~3	18~	139	741
アメリカ (2011年度)	総合大学	5 A	○学士(Bachelor)	4	18~	2,968	13,494
	その他の4年制大学(リベラルアーツカレッジ)	5 A	○学士(Bachelor)	4	18~21		
	2年制大学	5 A / 5 B	○準学士(Associate)	標準2	18~19	1,738	7,500
イギリス (2011年度)	大学	5A (5Bプログラムを提供する大学もある)	○第1学位/学士(Bachelor) ○応用準学位(foundation degree)	3 2	18~20	163	1,412
フランス (2011年度)	大学	5 A	○学士(licence)	3	18~	86	1,318
	技術短期大学部	5 B	●大学技術教育免状(diplôme universitaire de technologie)	2	18~19	106	111
	中級技術者養成課程	5 B	●中級技術者資格(brevet de technicien supérieur)	2	18~19	2,286	246
ドイツ (2012年度)	総合大学	5 A	○ディプローム(Diplom)※修士相当 ○マギスター(Magister)※修士相当 ○学士(Bachelor)	4.5 4.5 3~3.5	19(18)~	108	1,612
	専門大学	5 A	○専門大学ディプローム(Diplom (FH))※学士相当 ○学士(Bachelor)	~4 3~3.5	18~	245	826
フィンランド (2013年度)	大学	5 A	○学士(Bachelor)	3	19~	14	142
	専門大学	5 A	○専門学士(Bachelor) ○専門修士(Master)	3~4 3~4	19~	26	138

※ 各国の高等教育機関の一部抜粋であり、これら以外の高等教育機関も存在する。また、各国間の制度の違いや、データの採取の条件の違いのため、比較可能性は不完全である。

社会人・パートタイム学生向けの多様な学習機会の提供

資料2
別紙4

